

相続時精算課税制度徹底解説 ～非上場株式等についての納税猶予か相続時精算課税贈与か～ その11

シリーズで相続時精算課税制度について、令和5年度の改正の概要や活用の留意点などについて、徹底解説をしています。第11回目は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税の適用について解説します。

非上場株式等の価額が上昇傾向にある場合には、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用以外の選択肢として、相続時精算課税によって後継者へ一括して贈与することも考えられます。

相続時精算課税は、贈与者は60歳以上の父母又は祖父母、受贈者は18歳以上の推定相続人である子（代襲相続人を含む）又は孫であれば適用を受けることができます。そのため、60歳以上の親又は祖父母から、18歳以上の子又は孫への承継であれば相続時精算課税贈与の適用を受けることができます。

相続時精算課税の適用を受けて非上場株式等を贈与すれば、多額の贈与額であっても2,500万円の特別控除後の金額に対して一律20%の税率で計算して贈与税額を求めることになるため、贈与税の負担は軽減されます。そして、贈与者が死亡したときには、贈与を受けた時の価額で贈与者の相続財産に加算され、相続税によって精算されることとされています。そのため、非上場株式等の価額が値上がりする前に相続時精算課税によって贈与をしておけば贈与時の価額で固定させる効果が得られます。

しかし、相続時精算課税による贈与を選択した場合、非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けることができないことに留意しておかなければなりません。

一方、非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けると、贈与を受けた非上場株式等は原則としてその後、自由に譲渡等を行うことができなくなります。譲渡等をした場合には、納税猶予が取り消され猶予されている税額及び利子税の負担が生じることになります。

● 贈与税の納税猶予（特例措置）と相続時精算課税の比較一覧表

	非上場株式等についての贈与税の納税猶予		相続時精算課税
	暦年課税	相続時精算課税	
対象会社（株式等）	特別認定贈与承継会社に該当する会社（都道府県知事による認定が必要）		要件なし
贈与者の要件	会社の代表権を有していた者など一定の要件を満たす者（年齢要件はない）	会社の代表権を有していた者など一定の要件を満たす者（親族外の者も対象・年齢要件は右欄に同じ）	贈与年の1月1日時点で、60歳以上の父母又は祖父母
受贈者の要件	18歳以上で代表権を有していることなど一定の要件を満たす者（親族外の者も対象）	18歳以上で代表権を有していることなど一定の要件を満たす者（親族外の者も含む・年齢要件は右欄に同じ）	贈与年の1月1日時点で、18歳以上の推定相続人である子（代襲相続人を含む）又は孫
贈与財産	一定の非上場株式等（贈与する株式数などの要件がある）		贈与する財産の種類・株式数などに制限はない
贈与税の税率	10%～55%	20%	20%
納付税額	暦年贈与によって計算した贈与税は全額猶予される	贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出した贈与税は全額猶予される	贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出した贈与税を納付
納税猶予取消時の贈与税	累進税率で贈与税が課されているため、納付する贈与税負担が多額になる。ただし、利子税も必要。	暦年贈与と比較して納付する贈与税は少ない。ただし、利子税も必要。	—
特例受贈非上場株式等以外の財産の贈与	暦年贈与によって課税される	相続時精算課税として課税される	相続時精算課税として課税される
贈与者が先に死亡	贈与を受けた時の価額で相続財産に加算され、猶予されている贈与税は免除される		贈与を受けた時の価額で相続財産に加算される
相続税の申告（贈与者が先に死亡した場合）	相続により取得したものとみなし、非上場株式等についての相続税の納税猶予を選択することができる		納付した贈与税は相続税から控除され、控除しきれない金額は還付されるが、相続税の納税猶予を選択することはできない
手続き	都道府県知事による認定＋税務署へ贈与税の納税猶予などの申告が必要。また、贈与者の相続開始までの一定の間、定期的に継続届出書などの報告義務がある	贈与を受けた翌年3月15日までに、「相続時精算課税選択届出書」の提出と贈与税の申告、及び左記の手続きが必要	贈与を受けた翌年3月15日までに、「相続時精算課税選択届出書」の提出と贈与税の申告が必要